

犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、栃木県安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年栃木県条例第8号）第7条第1項により定められた「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針」に基づき、犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場（自動車駐車場及び自転車駐車場をいう。）の構造や設備、使用等に関する必要な事項を示し、もって犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場（以下「道路等」という。）の普及を図ることを目的とする。

2 指針の基本的な考え方

(1) 指針の対象

この指針は、県民が日常生活の場として利用する道路等を対象とする。

(2) 指針の位置づけ

この指針は、道路等に係る整備並びに使用等に関し、道路等の設置者、管理者、公安委員会、地域住民等（以下「施設設置者等」という。）が適切な役割分担のもと、犯罪の防止に配慮すべき事項を示すものである。

(3) 指針の適用

この指針の適用にあたっては、関係法令等との関係、計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される事項については除外するものとする。

(4) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 安全対策の視点

道路等において発生する犯罪を防止するため、道路等の施設設置者等は、次のような考え方を基本として各種対策等を行うものとする。

(1) 「人の目」及び見通しの確保（視認性の確保）

多くの「人の目」（視線）を確保することにより、犯罪を行おうとする者に第三者からの目撃の可能性等を感じさせ、犯罪行為の実行を抑制しようとするものである。

具体的には、道路等において、周囲からの見通しに配慮した樹種や工作物の選定・配置を行うことや、防犯灯等の照明設備により夜間の視認性を確保する手法等がある。

(2) 地域の共同意識の向上（領域性の確保）

地域住民等の「我がまち意識」の向上を図り、コミュニティの形成、環境の維持管理及び安全・防犯活動の活性化等を通じて、犯罪の抑止を

図ろうとすることをいう。

具体的には、道路等の整備や管理において、地域住民が計画段階から参加したり、問題意識の共有化を図るため、被害者のプライバシー等に配慮しつつ、犯罪の発生状況等を提供する手法等がある。

(3) 犯罪を行おうとする者の接近の防止（接近・侵入の制御）

犯罪を行おうとする者の侵入の経路をなくし、被害対象者（物）への接近・侵入を妨げることにより、犯罪の機会を与えないようにすることをいう。

具体的には、道路において、必要な範囲でガードレールや植栽等の設置したり、駐車場において、出入口にゲートを設置したり管理人を配置する手法等がある。

第2 配慮すべき事項等

1 道路

施設設置者等は、道路において発生するひったくり等の犯罪を防止するため、犯罪を行おうとする者が被害対象者（物）に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、次のような事項に配慮するものとする。

- (1) 道路の街路樹、植栽帯の樹種や工作物について、その樹種や配置等を考慮することによる見通しの確保
- (2) 道路の構造、沿道の状況等を勘案した上でのガードレール、横断防護柵、植栽、境界ブロック及び縁石等による歩道と車道の分離
- (3) 防犯灯等の照明設備による、夜間、人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）の確保
- (4) 地域住民の維持管理活動への参加
- (5) 外部からの見通しが悪く密室的要素の高い地下道等における、非常ベル、赤色灯及び防犯カメラ等の設置

2 公園

施設設置者等は、公園において発生する連れ去り等の犯罪を防止するため、犯罪を行おうとする者が被害対象者（物）に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、次のような事項に配慮するものとする。

- (1) 植栽や遊具等の適正な配置と必要なせん定等による周囲からの見通しの確保
- (2) 植栽及び柵等による公園外周部との境界の明確化
- (3) 園内灯等の照明設備による、夜間、人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）の確保
- (4) 公園内における非常ベル、赤色灯及び緊急通報装置等の設置
- (5) 公園利用者に対する掲示板等による防犯広報
- (6) 公園内に公衆便所を設置する場合

- ア 道路から近い場所等周囲からの見通しが確保された場所への設置
 - イ 建物の入口及び内部において、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注2）の確保
 - ウ 必要と認められる箇所への非常ベルの設置
- (7) 地域住民の維持管理活動への積極的な参加

3 駐車場

- 施設設置者等は、駐車場において発生する自動車盗等の犯罪を防止するため、犯罪を行おうとする者が被害対象者（物）に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど、次のような事項に配慮するものとする。
- (1) フェンス及び柵等による外周部との区分
 - (2) 駐車場の植栽や工作物について、その樹種や配置等を考慮することによる見通しの確保
 - (3) 見通しが悪く、かつ死角が多い箇所へのミラー等の設置
 - (4) 管理人による常駐、巡回及び防犯カメラ等の防犯設備の設置
 - (5) 駐車のために供する部分における、人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）の確保
 - (6) 自動車駐車場における、出入口への自動ゲート管理システムの導入及び管理人の配置による車両の出入りの管理
 - (7) 自転車駐車場における、チェーン用バーラック（注3）、サイクルラック（注4）等の設置
 - (8) 駐車場利用者に対する掲示板等による防犯広報

(注1) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度。以下同じ。）が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注2) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注3) 「チェーン用バーラック」とは、自転車駐車場に固定される金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車等の盗難を防止することができる。

(注4) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。